

文教委員会資料⑧

1 所管事務の調査（報告）

- (8) 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正に関するパブリックコメント手続の実施結果について

資料 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例（案）に対するパブリックコメント手続の実施結果について

参考資料 「川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例」の改正について

こども未来局

（平成30年8月24日）

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する 条例（案）に対するパブリックコメント手続の実施結果について

1 概要

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」が平成30年4月27日に公布され、同日に施行されたことに伴い、本市においても必要な見直しをした「川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例（案）」について、パブリックコメント手続の実施により、市民の皆様から御意見をいただきましたので、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題 名	川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について
意見の募集期間	平成30年7月2日（月）～平成30年8月1日（水）
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政だより7月1日号、川崎市ホームページ、かわさき情報プラザ、こども未来局保育課、各区役所（市政資料コーナー、児童家庭課窓口）及び認可保育所（連携施設）における案内の掲示 ・ 家庭的保育事業実施施設利用者への案内の配布
結果の公表方法	川崎市ホームページ、かわさき情報プラザ、こども未来局保育課、各区役所（児童家庭課、市政資料コーナー）、家庭的保育事業実施施設における掲示

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）	38通（64件）
電子メール	6通（13件）
FAX	28通（43件）
郵送・持参	4通（8件）

4 意見の内容と対応

パブリックコメント手続を実施した結果、「代替保育」の提供先の緩和に関して賛成する御意見、既存事業者の「自園調理の原則」の適用猶予期間の延長に関する御意見などが寄せられました。御意見については、今後の施策・事業の推進の参考とさせていただきます、当初案のとおり条例改正の手続きを進めます。

【御意見に対する本市の考え方の区分説明】

A：御意見の趣旨を踏まえ、条例（案）に反映させるもの

B：御意見の趣旨が条例（案）に沿った意見であるもの

C：今後の施策・事業を推進する中で参考とさせていただくもの

D：条例（案）や施策に対する要望の意見であり、条例（案）や施策の内容の考え方等を説明するもの

E：その他

項目	件数	市の考え方（単位：件）				
		A	B	C	D	E
「代替保育」の提供先の緩和に関する こと	21件	0	0	6	15	0
既存事業者の「自園調理の原則」の適用 猶予期間の延長に関すること	10件	0	5	0	5	0
外部搬入の容認範囲拡大に関すること	9件	0	8	0	1	0
連携施設全般に関すること	12件	0	0	0	7	5
その他家庭的保育事業に関すること	12件	0	0	1	0	11
合計	64件	0	13	7	28	16

5 市民意見（要旨）と意見に対する市の考え方

<代替保育の提供先の緩和に関すること>

番号	意見内容	意見に対する市の考え方	市の考え方の区分
1	<p>代替保育に限っては、連携先を小規模保育事業等から確保することが可能となるが、認可保育所での受入れを義務化したほうが良い。地域支援にもつながる。その為の経費等も予算増額とすべき。</p> <p>代替保育に限ってでは、日頃の交流がないと児童にとっては大きなストレスになる。連携施設側も、3歳児で受け入れる前提の児童という認識で保育をしており、それらの配慮でも児童への負担が軽減されていることを考えると、この緩和は大きく疑問である。 (同趣旨 7件)</p>	<p>今回の改正は、連携施設側の面積や配置基準の確保が困難な都市からの提案を受けての国の制度改正に合わせたものです。</p> <p>本市においては、現時点では、この改正に伴う制度を適用する状況ではございませんが、今後、この制度を適用する場合においては、児童への負担を十分に考慮した運用が必要と考えています。</p>	D
2	<p>当園では代替保育を実施している。月に1～2回程度だが、施設も保育者も異なる園での生活であり、児童が少しでも安心して過ごせるように思っている。</p> <p>連携先を小規模保育事業等にも緩和とのことだが、本来業務に支障がないかの確認は確実に行ってほしい。 (同趣旨 5件)</p>	<p>本市においては、現時点では、この改正に伴う制度を適用する状況ではございませんが、今後、この制度を適用する場合においては、本来業務への影響を十分に考慮した運用が必要と考えています。</p>	C
3	<p>家庭的保育者が所用で短時間保育室を留守にすると、補助者に任せる対応を取ることによって連携園を利用しなくても保育ができる。しかし、留守中の不安や責任も感じる。</p> <p>代替保育の価格設定の見直しを求める。1人1日15,000円は、どうしても利用を躊躇してしまう。3人で15,000円、4～5人なら20,000円ぐらいの設定にしてほしい。</p> <p>研修が増えたり、病気が長引いたときなど、単価設定の柔軟性があると、安心・安全な代替保育が普及すると思う。 (同趣旨 3件)</p>	<p>本市では、代替保育については、利用の有無にかかわらず、毎月1児童につき2回分相当の金額を家庭的保育事業者宛てにお支払いをしており、その単価につきましても、1～2歳児を1日預かった際の金額としては、妥当なものと考えています。</p>	D
4	<p>代替保育の提供先が自宅から遠くなるのは不便なので、連携先が増えることを望む。 (同趣旨 2件)</p>	<p>本市においては、現時点では、この改正に伴う制度を適用する状況にはございませんが、この制度を適用する場合においては、児童への負担や本来業務への影響を十分に考慮した上で、設定する必要があると考えています。</p>	D

＜既存事業者の「自園調理の原則」の適用猶予期間の延長に関すること＞

番号	意見内容	意見に対する市の考え方	市の考え方の区分
5	<p>自園調理は大切な機能であり、経過措置が10年に延長される意味は、全ての保育事業で給食提供をしていくという国の意向の表れでもある。外部搬入も可能となっているため、自園調理が困難な場合であっても、外部搬入の導入について全施設で前向きに考えていきたい。</p> <p>子ども・子育て家庭を支援していくという視点から自治体の協力、関与をお願いする。 (同趣旨 4件)</p>	<p>家庭的保育事業等（地域型保育事業）は、地域における多様な保育ニーズ対応し、子どもの成長を支援するものであり、給食提供においても重要な役割と一つですので、本市としても、今後とも、様々な支援を行ってまいりたいと考えています。</p>	B
6	<p>全国的に自園調理ができない施設は5割程度とのことだが、それらの施設はこの5年間に努力してきたのだろうか。5年間延長すると自園調理する施設が増えるのだろうか。 (同趣旨 4件)</p>	<p>自園調理については、設備の確保等の事情により、地域ごとに異なる状況がありますが、本市としては、今後とも、様々な支援を行ってまいりたいと考えています。</p>	D

＜外部搬入の容認範囲拡大に関すること＞

番号	意見内容	意見に対する市の考え方	市の考え方の区分
7	<p>アレルギー等の除去食対応が必要な児童が増えている。0歳から2歳児は除去食対応が多い年齢で、離乳食から乳児食への移行には細やかな保護者との確認が必要であり、外部搬入業者がきめ細かく対応できるのか不安を感じる。家庭的保育事業等が増えていくことが望ましいが、適切な信用できる外部搬入業者の条件を設定したうえで、容認範囲の拡大をしてほしい。 (同趣旨 7件)</p>	<p>今回の改正では、以下の5つの要件の遵守が前提となっておりますので、外部搬入を行う際には、この要件を満たす場合に認めることを検討してまいります。</p> <p>① 食事の提供の責任が家庭的保育事業者等にあり、管理者が衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たすことができる体制や契約内容が確保されていること。 ② 事業者やその他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられるなど、栄養士による配慮がおこなわれること。 ③ 調理業務の委託者については、給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力をもつ者とする事。 ④ 乳幼児の年齢、発達段階、健康状態に応じた食事や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量など、食事の内容や回数、時機に適切に応じることができること。 ⑤ 食育の観点から、乳幼児の発育、発達の過程に応じて配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき、食事を提供するよう努めること。</p>	B

番号	意見内容	意見に対する市の考え方	市の考え方の区分
8	外部搬入について、食材調達が困難化しているため、今後の選択肢に入りたいと思う。	家庭的保育事業は自園調理が原則であり、特例として外部搬入がありますので、現在、自園調理をしている施設につきましては、その維持継続をお願いします。	D

<連携施設全般に関すること>

番号	意見内容	意見に対する市の考え方	市の考え方の区分
9	家庭の事情により、家庭的保育が必要な世帯もあるかと思う。保育内容については、連携施設だけでなく、公立保育園ともつながれるようになるとより良い。 (同趣旨 3件)	本市においては、公立保育園や各区役所の保育所等・地域連携担当においても、連携施設に求められている保育内容の支援機能を担っておりますので、お気軽に御相談ください。	E
10	現状、夏休み期間など代替保育が困難であるため、そちらの改善を優先してほしい。	夏休み等の長期休業期間は、代替保育を受け入れる体制が整いづらい状況にありますが、家庭的保育者が、必要な長期休業期間中の代替保育について、改善策等を検討してまいります。	E
11	代替保育以外の連携機能はどうなるのか。また、連携園の機能に関するガイドライン等の整理もお願いしたい。 (同趣旨 2件)	代替保育以外の連携機能は、引き続き認可保育所、認定こども園、幼稚園において実施してまいります。 ガイドライン等につきましても、今後整理してまいりたいと考えております。	D
12	卒園後の受入先の確保等の連携施設に関する調整は、引き続き川崎市役所をお願いする。 (同趣旨 3件)	今後につきましても、本市において調整を行ってまいります。	D

<その他家庭的保育事業に関すること>

番号	意見内容	意見に対する市の考え方	市の考え方の区分
13	<p>家庭的な雰囲気を生かせるところは生かし、「子どもの活動が広がる」ことを目的とした交流を保育園ともち、その中で保育の質を互いに高められるような形をとれるといい。</p> <p>家庭的な雰囲気＝子どもがのびのびと過ごせる場であるよう環境や人的な面も含め、確認しながら丁寧に事業が進められると良い。</p> <p>それにより、家庭的保育が充実することも期待する。</p> <p>(同趣旨 5件)</p>	<p>家庭的保育とのより良い連携が図れるよう、本市としても適宜調整してまいります。</p>	E
14	<p>家庭的、小規模C型と小規模A・B型で2歳児の必要面積が違うのはどうしてだろうか。</p> <p>(同趣旨 2件)</p>	<p>家庭的保育と小規模保育C型については、子ども・子育て支援新制度開始以前の既存事業の基準をそのまま適用しており、0～2歳の年齢構成を気にすることなく受け入れることができるよう、全年齢同じ面積基準である1人あたり3.3㎡となっています。</p> <p>しかしながら、小規模保育A型、B型については、既存事業の認可保育所やへき地保育所、地方単独事業からの移行も念頭に置き、保育所と同様の1人あたり1.98㎡となっております。</p>	E
15	<p>遠くの保育課が担当するよりも、身近な区役所が担当のほうが認可保育所は連携の調整がしやすいと思う。</p>	<p>連携施設に関する調整は、専門性が必要であり、全市統一的な運用が必要と認識しているため、現状ではこども未来局保育課にて担当しております。</p>	C
16	<p>保育所等整備交付金という、防犯対策を強化する観点からフェンス等外構の設置・修繕や非常通報装置、防犯カメラの設置のための補助金があるが家庭的保育事業は対象外である。一般住宅で保育を行っているので、保育園と比較すると、庭や敷地内に入ろうと思えば誰でも簡単に入ってこられる。</p> <p>以前監査でセキュリティ強化を勧められた。指紋認証や電子ロック等がついた頑丈な門や外構を設置するのは個人ではかなりの負担であり、このような整備交付金を家庭的保育事業でも使用できるようにしてほしい。</p>	<p>家庭的保育事業は家庭的保育者のご自宅で実施されることが多いため、高額な設備投資をすることなく可能な防犯対策を進めていただけるようお願いしています。例としては、玄関や勝手口ドアの施錠や門扉の閉鎖をお願いしています。</p>	E
17	<p>家庭的保育者の基準（家庭の事情等の条件）をもっと詳細に設定してほしい。</p> <p>若い希望者が家庭的保育者になるには、市側の環境整備が必要と感じる。</p>	<p>本市としても、家庭的保育事業の充実を考えており、そのために必要な基準や環境整備について検討してまいりたいと考えています。</p>	E

1. 条例改正に至る経過

本条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第2項の規定に基づき、家庭的保育事業等（小規模保育事業A型、B型、C型、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）の設備及び運営に関する基準等を定めているものです。

具体的な内容については、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号。以下「省令」という。）を踏まえ設定しています。

今回、「平成29年の地方からの提案等に対する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定）を受け、改正省令が本年4月27日に公布、施行されたため、本市においても必要な改正を行うものです。

3. 改正内容

1 「代替保育」の提供先の緩和

- 家庭的保育事業等では、連携施設（保育所、認定こども園、幼稚園に限る）を確保しなければなりません。（平成31年までの経過措置あり） ※市内全施設の連携施設確保済
- 今回、代替保育に限っては、連携先を小規模保育事業（A型、B型）、事業所内保育事業から確保することが可能となります。

<家庭的保育事業等が確保すべき連携機能>

(1) 卒園後の受入先の確保
(2) 保育内容の支援（交流保育、健康診断、園庭開放、保育の助言等）
(3) 代替保育（※）の実施

※家庭的保育者が病気などの際に、連携施設において保育を提供する。

<連携施設種別>

← 保育所、認定こども園、幼稚園
← 保育所、認定こども園、幼稚園
← 保育所、認定こども園、幼稚園 小規模保育事業（A型、B型）、事業所内保育事業 ※

※家庭的保育事業を行う場所において代替保育を提供する場合は、その他市町村が適切と認める事業所も可能とする。

要件

- ① 保育所、認定こども園、幼稚園による連携が著しく困難
- ② 代替保育の実施により本来事業の実施に支障が生じない
- ③ 代替保育を実施した場合の役割分担及び責任の所在が明確

2 既存事業者の「自園調理の原則」の適用猶予期間を5年から10年に延長

- 認可保育所では、個々の子どもの発達に応じた離乳食の提供、除去食の提供、体調不良時のメニュー変更等の臨機応変な対応等の必要から自園調理が原則です。
- 家庭的保育事業についても自園調理が原則ですが、新制度開始時に認可事業として位置づけられた際、自園調理を行っている既存事業者は全国で半数程度でした。
- そのため、既存事業者には、自園調理の原則の適用を5年間猶予していましたが、設備の確保等が困難な実情があることから、**猶予期間を10年（平成36年度末まで）に延長**します。

3 「自園調理の原則」はあるが、外部搬入の容認範囲を拡大

外部搬入については、責任の明確化等を条件として、次の①、②からの搬入が容認されていました。

- ① 連携施設である保育所、幼稚園、認定こども園
- ② 系列事業所等

しかし、家庭的保育事業者の約9割は個人事業主であり、自宅で保育を提供していることを鑑み、5つの要件の遵守が前提（※）ですが、次の③からの外部搬入が可能となります。

- ③ 保育所等に食事の搬入を行っており、0～2歳児にアレルギー対応等の配慮を行うことができると市町村が認める事業者

※5つの要件の遵守が前提：

- ① 責任の明確化・契約内容の確保
- ② 栄養士による必要な配慮の実施
- ③ 適切な外部搬入事業者の確保
- ④ 発達段階・アレルギー等への十分な配慮
- ⑤ 食育計画に基づく食事の提供

4. スケジュール（予定）

4月	5月	6月	7月	8月	9月
・厚労省令の改正 (4/27 公布・施行)		・文教委員会での報告(6/18) ・児童福祉審議会での報告	・パブリックコメント手続 の実施(7/2～8/1)	→ 30日間実施	・条例改正議案の上程(予定)